

「関電工奨学金」制度運営要領

理事長裁定

制 定 令和6年4月12日

一部改正 令和7年3月31日

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（機構規則第45号）に基づき、株式会社関電工（以下「関電工」という。）から受け入れる寄附金について、「関電工奨学金」（以下「奨学金」という。）として機構が設置する各国立高等専門学校（以下「学校」という。）に在学する学生にこれを給付し、経済的支援を行うにあたり、制度運営要領を次のとおり定める。

（奨学金の目的）

第1条 この奨学金は、修得した技術や知識を生かし、社会インフラの構築を通じて社会に貢献する人材の育成を目的とし、機構及び関電工が奨学生として相応しいと認めた学生を対象に給付を行うものである。

（申請資格）

第2条 奨学金に申請できる学生は、次の各号の基準を満たす者とする。

- 一 本科第3学年又は第4学年に在学する者
- 二 電気系、電子系、建設系、建築系、機械系のいずれかの学科又はコースに所属する者
- 三 修得した技術や知識を生かし、社会インフラの構築を通じて社会に貢献する意思がある者
- 四 第1学年在学時から申請時点まで、同一の学校公認の部、同好会等に所属し、課外活動を継続している者
- 五 前年度の世帯の総収入が年額730万円以下であること。

（奨学金の種類）

第3条 奨学金は、給付型（返還を要しないものをいう。）とする。

- 2 原則として、他の奨学金等との併給は妨げない。

（奨学生の採用人数）

第4条 奨学生の採用人数は最大6名とし、別表1の学校から3名、その他の学校から3名を採用するものとする。ただし、別表1の学校からの採用人数が3名に達しない場合は、その他の学校から4名以上採用することができる。

(給付額及び給付方法)

第5条 給付額は、奨学生一人当たり月額2万円とする。

2 奨学金は、機構から奨学生本人名義の口座へ、原則として1回あたり6か月分をまとめて振り込む。

(実施及び給付期間)

第6条 奨学生は、令和8年度まで採用するものとする。なお、令和9年度以降の奨学生の採用については、機構と関電工が協議の上、決定する。

2 奨学金の給付期間は、1年とする。

(申請)

第7条 奨学生としての採用を志望する者は、募集要項及び在学する学校の定めるところにより必要書類を在学する学校の校長へ提出しなければならない。

(候補者の推薦)

第8条 校長は、前条の申請を行った者のうち、指導教員等の意見を聴取の上、第2条の申請資格を満たすと認めた学生を1名（複数キャンパスを有する学校はキャンパス毎に1名）選考し、候補者として機構本部が定める期限までに、機構本部に推薦するものとする。

(奨学生の選考及び決定)

第9条 機構本部は、前条により推薦された者について、家計状況により、採用人数の1.5倍を上限に第一次選考を行う。

2 理事長は、前項により選考された者について、機構の学生支援・課外活動を担当する理事等の意見を聴取の上、第二次選考を行い、奨学生を決定する。

(選考結果の通知等)

第10条 理事長は、推薦のあった学校の校長に選考結果を通知する。

2 校長は、前項の通知により、申請を行った者に対して結果を通知する。

(奨学金の取消又は返還)

第11条 奨学生について、次の各号に掲げる事由が発生したときは、事情を鑑みただ、理事長は奨学金の取消又は返還を求めることがある。

- 一 退学又は除籍となったとき。
- 二 休学となったとき。
- 三 懲戒処分を受けたとき。

- 四 成績不良により原級留置となったとき。
 - 五 申請内容に虚偽があったとき。
 - 六 その他、当該奨学生が在学する学校の校長が奨学金の給付を取り消すに足る事由があると判断したとき。
- 2 前項各号に掲げる事由が発生したときは、当該奨学生が在学する学校の校長はすみやかに理事長に報告するものとする。

(奨学生の義務)

- 第12条** 奨学生は、在学する学校の規則等を遵守し、積極的に学業に精励しなければならない。
- 2 奨学生は、関電工が主催するイベントへ特段の事情がある場合を除き参加しなければならない。

(事務)

- 第13条** 制度運営に関する事務は、機構本部事務局学務課において処理する。

(その他)

- 第14条** この要領に定めるもののほか、必要な事項については、毎年度の募集要項又は別に定めるところによる。

附 則 (令和6年4月12日制定)

この要領は、令和6年4月12日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年3月31日一部改正)

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

学校名
福島工業高等専門学校
茨城工業高等専門学校
小山工業高等専門学校
群馬工業高等専門学校
木更津工業高等専門学校
東京工業高等専門学校
長岡工業高等専門学校
長野工業高等専門学校
沼津工業高等専門学校